

事 務 連 絡

令和 7 年 3 月 21 日

各

都	道	府	県
市	町	村	
特	別	区	

 母子保健主管部（局）御中

こども家庭庁成育局母子保健課

産後ケア事業における重大事故等発生時の報告様式等について（依頼）

平素から、母子保健行政に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、「産後ケア事業における重大事案等発生時の報告様式等について（依頼）」（令和 5 年 1 月 19 日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課事務連絡）（以下、「旧事務連絡」という。）により、産後ケア事業における重大な事故等が発生した際に、当課に報告を行っていただくよう依頼したところです。

今般、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）の施行により、令和 7 年度から、産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられることを踏まえ、産後ケア事業における重大な事故等が発生した際には、別添 1 の「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和 7 年 3 月 21 日付けこ成安第 44 号・6 教参学第 51 号）による報告の対象とするとともに、別添 2 の「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」（令和 7 年 3 月 21 日付けこ成安第 45 号・6 教参学第 52 号）による検証の対象とすることとなりました。つきましては、産後ケア事業における重大な事故等が発生した際には、当該通知に基づき、適切に報告を行っていただくほか、必要な検証について御協力をお願いいたします。

ただし、母親のみに係る産後ケア事業における重大な事故等が発生した際には、別添 3 の「産後ケア事業事故等発生時報告様式」に基づき、上記通知に準じて、適切に報告等を行っていただきますよう、御協力をお願いします。

また、産後ケア事業の委託を行っている場合は、委託先の事業者に対して本事務連絡の内容を周知いただくとともに、当該報告に係る事務について委託契約に盛り込んでいただくなど、引き続き、適切な報告体制の確保をお願いします。各関係団体に対しても、別添 4 のとおり、周知しておりますのでご了解いただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡は、令和 7 年 4 月 1 日から運用するので、本事務連絡の運用に伴い、旧事務連絡を廃止します。

- 別添 1 「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和 7 年 3 月 21 日付けこ成安第 44 号・6 教参学第 51 号）
- 別添 2 「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」（令和 7 年 3 月 21 日付けこ成安第 45 号・6 教参学第 52 号）
- 別添 3 産後ケア事業事故等発生時報告様式
- 別添 4 「産後ケア事業における安全管理の推進について（依頼）」（令和 7 年 3 月 21 日付けこども家庭庁成育局母子保健課事務連絡）

（照会先）
こども家庭庁成育局母子保健課母子保健係
TEL：03-6862-0413
E-mail：boshihoken.kakari@cfa.go.jp